

角田市下水道事業経営戦略(案)

団 体 名 : 宮城県角田市

事 業 名 : 公共下水道事業・農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道事業:平成元年度(36年) 農業集落排水事業:平成9年度(28年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(令和2年度より全部適用)
処理区域内人口密度	公共下水道事業:23.5人/ha 農業集落排水事業:11.4人/ha (いずれもR6.3現在)	流域下水道等への 接続の有無	公共下水道事業:阿武隈川下流 流域下水道に接続 農業集落排水事業:無
処理区数	公共下水道事業:11処理分区 農業集落排水事業:2処理分区(高倉地区、金津地区)		
処理場数	公共下水道事業:— 農業集落排水事業:2(高倉クリーンセンター、金津クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	W-PPPの導入可能性調査を令和6年度において実施しており、令和9年度から実施する方針としている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概要・考え方	使用料体系は、10 ^m までの基本使用料と、10 ^m を超える使用料の増加に応じて使用料単価が増加する累進使用料である。						
	区分	排出量	金額(税込)	※令和7年度以降			
	基本使用料	10 ^m まで	1,485円	1,760円			
		超過使用料 1 ^m につき	10 ^m を超え20 ^m まで	165円	187円		
			20 ^m を超え50 ^m まで	176円	209円		
			50 ^m を超え200 ^m まで	203.5円	231円		
		200 ^m を超え	231円	253円			
(いずれも税込。上記で使用料算出後、10円未満の端数は切捨て。)							
業務用使用料体系の 概要・考え方	上記に同じ						
その他の使用料体系の 概要・考え方	上記に同じ						
条例上の使用料*2 (20 ^m あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	公共	3,130 円	実質的な使用料*3 (20 ^m あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	公共	3,358 円
		農集	3,130 円		令和3年度	農集	3,215 円
	令和4年度	公共	3,130 円		令和4年度	公共	3,367 円
		農集	3,130 円		令和4年度	農集	3,242 円
	令和5年度	公共	3,130 円		令和5年度	公共	3,384 円
		農集	3,130 円		令和5年度	農集	3,244 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^mあたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20^mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道事業所 所長以下職員18人 <うち公共下水道事業8人、農業集落排水事業1人>
事業運営組織	市長 — 上下水道事業所(業務係・経営管理係・水道施設係・下水道施設係) ※令和6年12月時点

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	○公共下水道事業 ・下水道施設維持管理業務 ・水質検査業務 ・公共下水道建設に係る測量設計業務 ○農業集落排水事業 ・農業集落排水処理施設保守点検業務 ・水質検査業務
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	○公共下水道事業 ・W-PPPの導入可能性調査を実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	○公共下水道の汚水処理は阿武隈川下流域下水道(宮城県)で行われているため該当なし。 ○農業集落排水事業は該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	下水道施設の占用料徴収

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

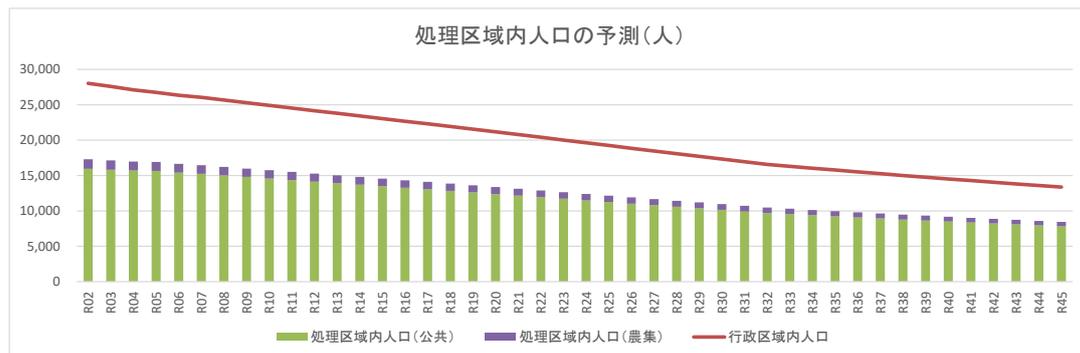
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度(2020年度)から公営企業会計を適用しており、地方財政状況調査を基に当市において経営比較分析表の各指標を算定・分析した。
経常収支比率が100%を上回っているものの、経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料収入以外で賅われていることを示している。また、軟弱な地盤が多く工事費が割高になることから、類似団体や全国平均と比較して汚水処理原価が高い水準である。今後は、繰入金や補助金、企業債等に依存しすぎない運営が必要になると考えられ、必要に応じて財政計画・投資計画を見直して経費削減に努め、使用料の改定も見据えた上で、財務体質改善を図る必要がある。

2. 将来の事業環境

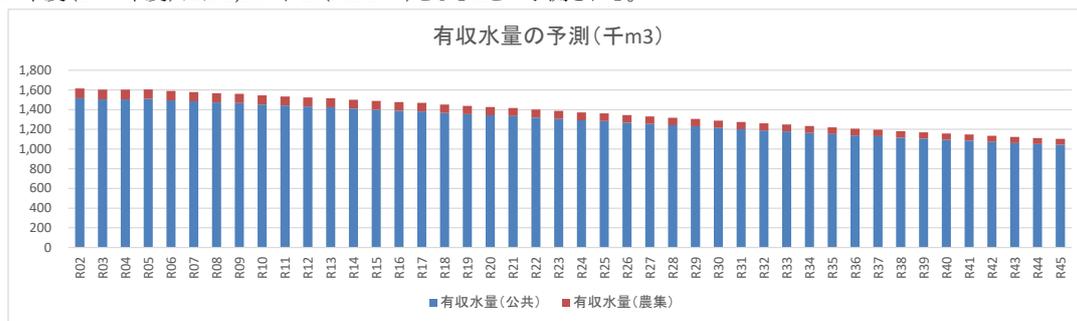
(1) 処理区域内人口の予測

当市内の人口(行政区域内人口)は令和5年度(2023年度)時点で26,748人であるが、少子高齢化や転出により、10年後の令和15年度(2033年度)には23,043人(△13.8%)、30年後の令和35年度(2053年度)には15,772人(△41.0%)に推移する大幅な減少が見込まれる。これに比例して処理区域内人口も減少が見込まれ、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計の処理区域内人口は、令和5年度(2023年度)の16,914人から、令和15年度(2033年度)には14,563人、令和35年度(2053年度)には9,968人へと減少することが見込まれる。
※国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の将来推計人口を参考に予測。



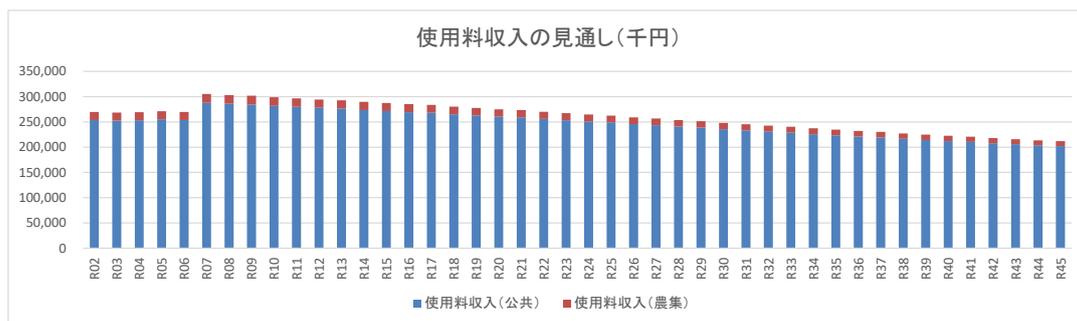
(2) 有収水量の予測

直近5年の公共下水道事業と農業集落排水事業の合計の有収水量は公営企業法適用後(以下、「法適用」とする。)の令和2年度(2020年度)の1,616千 m^3 から、令和5年度(2023年度)において1,606千 m^3 と同水準の傾向にある。有収率においても法適用後同水準を維持しているが、今後は処理区域内人口の減少に伴い有収水量も減少していくことが見込まれ、10年後の令和15年度(2033年度)には1,488千 m^3 (Δ 7.3%)、30年後の令和35年度(2053年度)には1,220千 m^3 (Δ 24.0%)となることが予測される。



(3) 使用料収入の見通し

営業収益の根幹である使用料収入は、有収水量に伴う減少が見込まれることから令和7年度において使用料改定を15.46%行う。結果として、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計の使用料収入は、令和5年度(2023年度)の271,029千円から、10年後の令和15年度(2033年度)には287,275千円(+5.9%)、30年後の令和35年度(2053年度)には234,682千円(Δ 13.4%)となることが予測される。なお、安定経営に向けて使用料の見直しや農業集落排水事業における未接続世帯への普及促進に努め有収水量の確保を継続して図っていく。



(4) 施設の見通し

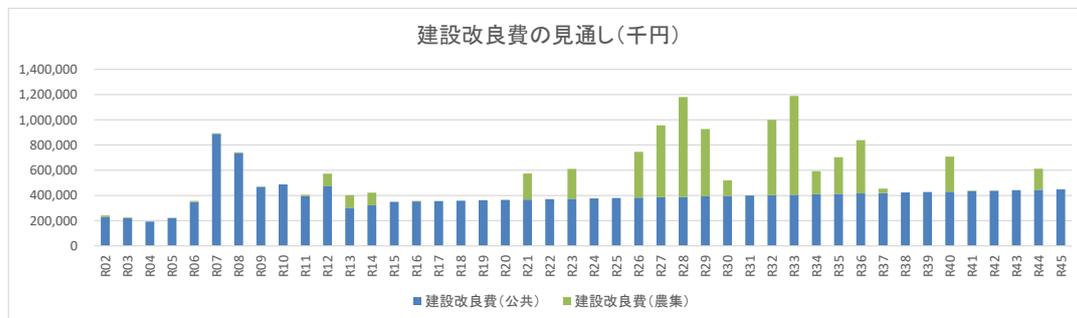
○公共下水道事業

雨水事業については、減災防災構想に基づき令和14年度(2032年度)までに野田排水区、裏町排水区及び左関排水区の整備を実施する計画として約33億円を見込み、その後は更新投資として約10億円を見込んでいます。

汚水事業については、現在の保有施設を耐用年数に合わせて本格的な管渠の更新が必要となるが、新規投資を抑制し既存管渠の長寿命化を図るストックマネジメント計画における費用を抑制した改築工事を実施する方針により、今後40年間の建設改良費の見込み総額として約124億円を見込んでいます。

○農業集落排水事業

現在の保有施設を耐用年数に合わせて更新すると仮定した場合の建設改良費の見通しは図表のとおりである。年度により投資額にばらつきがあるが、建設改良費のピークは令和28年度(2046年度)で約8億円が見込まれる。なお、今後40年間の建設改良費の見込み総額は約59億円である。



(5) 組織の見通し

上下水道事業所(下水道事業)の職員数は、令和3年度で9人となっている。将来的に施設の更新時期が集中的に到来することが予測されるため、更新業務の増加に対応できるよう、組織として人材を十分に確保することが課題となる。

3. 経営の基本方針

- (1) 安全・安心で快適なまち
- ① 角田市第6次長期総合計画による「快適な住環境の整備」の実現を基本理念とし、「角田市生活排水処理施設整備構想」に基づいた、排水処理施設の整備と水洗化の普及促進に努める。
 - ② 近年多発する局地的集中豪雨等に対応するため、雨水排水対策の計画的な整備を進め、浸水被害の解消に努める。
 - ③ 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき効率的な修繕・改修等を行い、施設機能の維持に努め安全・安心な運営を目指す。
- (2) 安定的な経営状況の確立
- ① 中長期的な経営の基本計画を策定し、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に供給する。
 - ② 計画的な事業の実施、民間委託の活用を検討し効率的な運営を目指し、建設費及び維持管理費の削減に努める。
 - ③ 受益者負担の原則に基づき、適正な使用料を算定し、定期的に検証を実施する。
 - ④ 使用料収入及び一般会計繰入金を適切に受け入れ、収入の確保を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
 ※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①汚水事業計画区域の見直しを行う。 ②雨水排水対策のため、計画的に整備を進める。 ③ストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化に努める。 ④農業集落排水事業の検討を行う。
-----	--

a. 管渠、処理場等の建設・更新

○公共下水道事業

汚水事業については、現事業計画(令和7年度(2025年度)まで)における整備計画が令和6年度(2024年度)に完了予定であり、同年度に下水道全体計画区域の見直しを実施している。令和9年度(2027年度)を目標に官民連携事業(W-PPP)による管渠更新事業を導入し、令和13年度(2031年度)から管渠更新を予定している。

雨水事業については、防災減災構想に基づき継続して野田排水区及び裏町排水区の整備を行っており、令和11年度(2029年度)完成を予定している。また、左関排水区の整備に着手予定であり令和14年度(2032年度)の完成を予定している。

○農業集落排水事業

大規模改修まで事業継続に必要な改築工事には補助事業により実施し、農業集落排水事業の継続可能性を今後の投資計画を踏まえ検討する。

b. 流域下水道建設負担金

(公共)宮城県が整備する流域下水道施設の更新費用等を協定に基づき算定する。

② 収支計画のうち財源についての説明

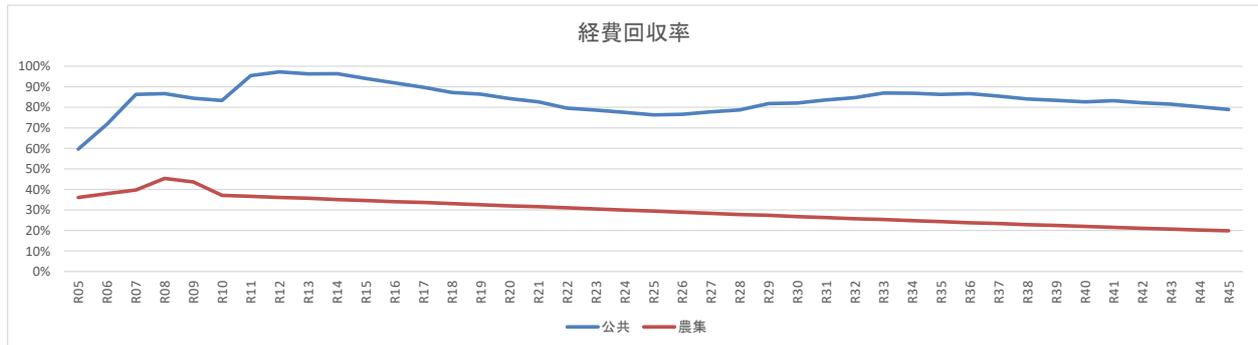
目 標	①累積欠損金の解消(累積欠損金額R5現状値:4億4千万円、R10目標値:0円) ②経費回収率の改善(経費回収率R5現状値:85.6%、R10目標値:96.8%、R15目標値:100.0%) ③補助事業活用による施設更新 ④企業債発行額の抑制(企業債残高対事業規模比率R5現状値:1,349.7%、R10目標値:1,106.4%、R15目標値:1,009.5%)
-----	---

a. 使用料収入の見直し

2. (3)使用料収入の見直しに記載のとおり、現状の使用料単価(直近3か年平均)に、人口減少による有収水量の増減の影響を加味して推計している。

今後、人口減少により使用水量の減少が予測されることや、企業償還等に必要な資金の不足が予測されるため令和7年度(2025年度)に15.46%の使用料改定を行い、令和9年度(2027年度)に使用料の検証と併せて改定について検討を予定している(基本的に5年ごとの使用料体系の見直しとする)。今後は、一般会計からの基準に基づいた繰入金を受け入れることで使用料対象経費を明確にし、使用料の検証と改定を行うことにより令和15年度(2033年度)までに経費回収率100%を目指す。

現時点で令和38年度(2056年度)に資金残高が枯渇する見込みであるが、今後も使用料改定を実施した場合は、単年度資金収支をプラスの状態に維持できる見直しとなる。



※収支不足による一般会計からの補填される基準外繰入金を除いて算定。

b.資金の見通し

令和2年度(2020年度)より公営企業会計を適用したが、累積欠損金を計上しており自己資金を確保できていない状況にある。公共下水道の収支計画においては、令和7年度(2025年度)の使用料改定による増収と各年度の資金不足を一般会計からの補助金等により早期に累積欠損金を解消し、累積欠損金の解消後は繰入基準に基づいた適正な一般会計繰入金の入受れを行うとともに、aで記載した使用料改定を実施することで、安定した事業運営を目指す。

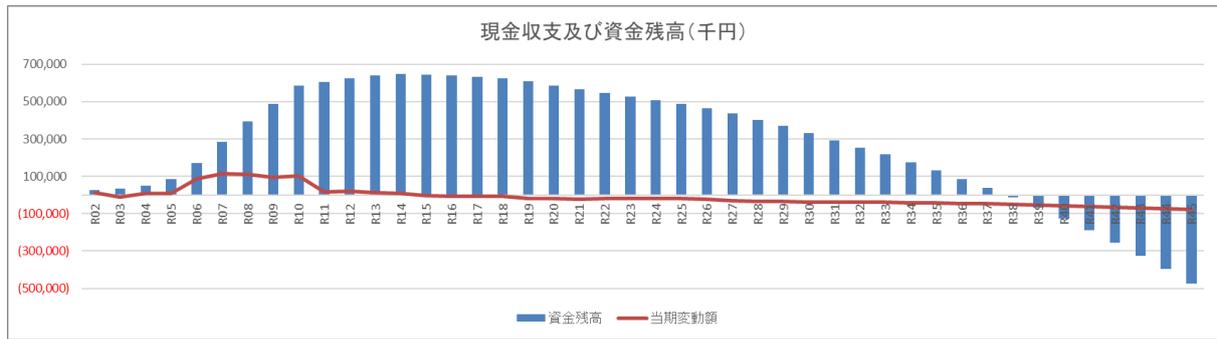
農業集落排水事業の収支計画においては、使用料収入の不足額を一般会計繰入金により補填し事業運営を行う。

c.企業債の見通し

投資財源として、補助金、企業債発行(資本費平準化債)などの均衡を取りながら計画し、企業債残高の減少に努める。

d.資産の有効活用

土地・施設等の有効活用については見込んでいない。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・修繕費については、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)の実績平均額に物価上昇率を加味して推計している。
- ・動力費については、令和5年度(2023年度)の実績に物価上昇率を加味して推計している。
- ・流域下水道管理運営費負担金については、令和5年度の実績に有収水量の増減の影響及び物価上昇率を加味して推計している。
- ・人件費や委託料等については、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)の実績平均額に人件費上昇率を加味して推計している。
- ・職員については、施設の更新状況を踏まえ、現在の人員を確保する。
- ・企業債償還利子については、令和5年度までの借入分の利子と、今後の借入見込分の利子を見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映できなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>○公共下水道事業 計画区域については、下水道施設整備を行うものとしているが、費用対効果等を検証し公共下水道整備区域の適正化を検討する。宮城県の広域化・共同化実施計画により広域化・共同化を検討を行う。 ○農業集落排水事業 単独処理場2カ所の施設更新が必要となることから、農業集落排水事業の継続可能性を今後の投資計画を踏まえ検討する。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>将来の汚水処理施設の更新及び、雨水排水対策のための雨水事業など、建設事業には多大な費用がかかることから、現在のストックマネジメント計画に基づき費用の抑制を図り、当該計画を更新しつつ可能な限り投資の平準化に努めるよう計画する。</p>

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	○公共下水道事業 令和6年度(2024年度)においてウォーターPPPの導入可能性調査を行っており、広域化・共同化も視野に入れながら、令和9年度(2027年度)を目標にウォーターPPPを導入し持管理費及び建設改良費の削減を行う。 ○農業集落排水事業 公共下水道事業と一体的にウォーターPPPを導入し、維持管理費の削減を行う。
その他の取組	今後の経営状況により、必要に応じて検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	○公共下水道事業・農業集落排水事業 当市の経費回収率は100%を下回っており、全国平均と比較しても低い水準にある。健全な経営を目指すため、収納率の向上及び水洗化の促進を図り、有収水量増加に努めるとともに、令和7年度(2025年度)に使用料改定を実施し、令和9年度(2027年度)に使用料の検証と併せて改定について検討する。 ⇒「(2)② a. 使用料収入の見直し」参照。
資産活用による収入増加の取組について	現時点での資産活用による収入増加の取組は難しい状況である。
その他の取組	供用開始区域内の公共下水道及び農業集落排水に接続していない未水洗化世帯への戸別訪問を続けるとともに、聞き取りなどにより戸票等を作成し、水洗化できない理由等の現状分析をしながら引き続き、水洗化促進に努めていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道汚水中継ポンプや農業集落排水処理施設の保守点検業務等については、これまで民間企業に委託しているが、今後は必要な修繕や更新等も含めた包括的な民間委託を導入し、直営経費の節減に努める。
職員給与に関する事項	①市の定員適正化計画により現状維持の人員数で算出している。 ②上下水道事業所職員18人分の職員給与費を、水道事業会計9名と下水道事業会計に9人を予算措置している。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討する。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	維持管理計画に基づく修繕を実施する。
委託費に関する事項	水道事業と共同発注できる委託事業について検討する。
その他の取組	今後の経営状況により、必要に応じて検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

○経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率の向上に向けて、維持管理の効率化を図るため、官民連携、ストックマネジメント、広域化・共同化などの取組を継続的に進める。使用料の改定の必要性に関する使用料の検討を実施し、その結果により使用料改定を実施する。同様に5年毎に経営戦略の見直しを行う。

項目	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間											
経営戦略見直し						◎					◎
ストックマネジメント計画期間											
ストックマネジメント計画見直し					◎					◎	
使用料の検討											
使用料改定						△					△
ウォーターPPPの検討											
ウォーターPPP実施											

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応する。 また、使用料改定や民間活力の活用等により、収支計画に大きな乖離が発生する場合には、速やかに見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、投資・財政計画を見直し、経営資源の最適化につなげる。
---------------------	--